

労災保険指定医療機関の皆様へ

～ 労災保険 電子レセプト請求についてのお知らせ ～

- 現在、厚生労働省では労災保険にかかる診療費について電子情報処理組織の使用による労災診療費請求又は光ディスク等を用いた請求（電子レセプト請求）が、
平成26年1月末から可能となるよう作業を行っています。
- 電子レセプト請求に当たっては、診療費請求内訳書1件につき「労災電子化加算」として「3点」が算定できます。（平成28年3月の診療分までの予定です）

労災保険指定医療機関の皆さまへ

電子レセプトによる労災診療費請求を行った場合の 「労災電子化加算」を新設しました

労災レセプト電算処理システムの試験稼働により、**平成25年10月**から、電子レセプトによる労災診療費の請求が出来ることになりました。

この試験稼働にあわせて、電子レセプト請求の促進を図るため、「労災電子化加算」が新設されました。

当面は、試験稼働を行う群馬、東京及び神奈川の各労働局管内の医療機関において「労災電子化加算」の算定が可能となります。

上記3局以外の労働局管内の医療機関は、全国稼働の実施後、算定が可能となる予定です。

請求できる医療機関

- 群馬、東京、神奈川労働局管内の医療機関 ⇒ 平成25年10月から
- 上記以外の労働局管内の医療機関 ⇒ 全国稼働の実施後から
(平成26年1月末を予定)

点数

オンライン又は電子媒体による労災診療費の請求を行った場合に、**電子レセプト1件につき3点**が算定できます（初診・再診を問いません）。

対象となる期間

平成25年10月以降の請求分から「労災電子化加算」が算定できます。

- ※ 「労災電子化加算」の算定は平成28年3月診療分までとなる予定です。
- ※ 薬剤費レセプトは「労災電子化加算」の対象とはなりません。

請求に当たっての注意事項

電子レセプト請求を開始するに当たっては、所定の手続きが必要となりますので、都道府県労働局労災補償課にお問い合わせください。

電子レセプトによる請求の積極的なご利用をお願いいたします。

福岡労働局労働基準部労災補償課
電話092 411 4799